

静岡県内の大学における定住外国人学生在籍状況

Second Generation Migrant University Students in Shizuoka Prefecture

池上 重弘

文化政策学部 国際文化学科

Shigehiro IKEGAMI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では静岡県内の高等教育機関を対象として2017年度に実施した定住外国人学生の修学実態調査の結果を報告する。本研究は2013年度に実施した調査を発展させたもので、対象地域を静岡県西部地域から県内全域に広げた点が前回調査との相違点である。前回2013年度と比較して、入試段階や入学段階の書類で定住外国人であることを把握する高等教育機関が若干認められたが、多くの大学において定住外国人学生の制度的把握は依然としてなされていない。しかし、制度的には把握していないが学生とのやりとりを通じて在籍状況を把握しているという回答も少なからずあった。定住外国人学生を対象とする特別な入試制度や授業料等の減免制度、奨学金制度はまったく実施されていないことが明らかになった。2013年度の調査後、静岡文化芸術大学の定住外国人学生の中には、県内に本社を置くグローバル企業に総合職として就職する学生も出現してきた。今後は定住外国人の二世帯としての特性を生かした就職支援など、大学側ができることを模索する必要があるだろう。

This paper aims to report the results of the research on enrollment situation of second-generation migrant students conducted in FY 2017 for higher education institutions in Shizuoka prefecture. This research developed the survey conducted in FY 2013, and expanded the target area from the western part of Shizuoka prefecture to the whole area of the prefecture. Most of the higher education institutions do not grasp the fact of enrollment of migrant students, however some find the information as settled foreigners in documents at the entrance examination stage or the entrance stage. Although there is no institutional grasp, there were also a few answers that they are grasping the enrollment situation through daily interaction with students. It was revealed that no special entrance examination system for targeted migrant students, no reduction and exemption system for tuition fees etc., and no scholarship system were implemented in higher education institutes in Shizuoka prefecture. From now on, it will be necessary to explore what the university can do, such as employment support that makes full use of the characteristics of second-generation migrant students.

1 はじめに

本稿の目的は、2017（平成29）年度の静岡文化芸術大学特別研究「静岡文化芸術大学における多文化共生分野の研究体制整備に向けた研究」（研究代表：池上重弘）の一環として実施した静岡県内の高等教育機関における定住外国人学生の修学実態調査結果を報告することである。本稿において定住外国人学生とは、永住者（特別永住者を含む）、日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等といった地位または身分に基づく在留資格（一般に身分資格と称される）で日本に滞在し、日本の高等学校を卒業（大検を含む）して大学等の高等教育機関に入学した学生を指す。留学生試験で入学した外国人留学生は含まない。静岡県西部地域の場合、ブラジル・ペルー・フィリピン・中国・ベトナム等の国籍の学生が多い。こうした定住外国人学生の多くは、就労目的で来日した第一世代に対して、親に連れられて幼少期に来日した者や日本で生まれ育った者であり、移住二世帯と呼ぶ。

4年前の2013（平成25）年度にも、静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター長特別研究「多文化環境に生きる子どもの教育達成支援をめぐる研究」（研究代表：池上重弘）の一環として同内容の調査を実施した[池上2014]。前回2013年度の調査と比較して、今回2017年度の調査は、1）4年間の時間が経過した点、2）静岡県西部地域から県内全域へ対象地域を拡大した点が相違点となる。

2 調査方法

ふじのくに地域・大学コンソーシアムの理解と協力を得て、静岡県内にある高等教育機関について、外国人留学生支援担当者の役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスの情報を入手した。2013年度の調査結果から、ほとんどの高等教育機関において定住外国人学生の状況は制度的には把握されておらず、外国人学生の在籍状況については留学生担当職員が回答する機会が多いことがわかったため、各機関の外国人留学生支援担当者に調査票を送付することにしたのである。

具体的な調査方法は2013年度と同様で、2017年12月に電子メールの添付ファイルで自記式の調査票を送付した（資料1）。質問項目と質問内容、選択肢は2013年度の調査時とまったく同じである。その際、静岡文化芸術大学の場合はどのような回答になるかをサンプルとして同時に送付し、回答の目安にもらった。調査への協力依頼文では、「静岡県内の高等教育機関における定住外国人の在籍状況と定住外国人に対する対応を調査し、定住外国人の子どもたちに対する教育支援の向上に資するため」という研究目的を明示し、メール添付のワードファイルの調査票のうち、該当する部分を残して非該当部分を削除したものをメール添付で返送してくれるよう依頼した。

2017年11月27日に依頼文をメール送信、12月15日を返答メットとした。メール送信した21校中回答があったのは16校で、回収率は76.2%だった¹⁾。回答した16校のうち1校は定住外国人についてではなく外国人留学生

資料1 定住外国人学生*の修学状況に関する調査（調査票） 2017年度

資料1 定住外国人学生*の修学状況に関する調査（調査票） 2017年度
 （該当する回答を残し、それ以外の選択肢を削除する形でご回答ください）

1 定住外国人学生の在籍状況を把握していますか。
 (1) 全く把握していない
 (2) 入試段階で把握している
 (3) 入学段階の提出書類で把握している
 (4) 制度的には把握していないが、学生とのやりとりでほしい把握している
 (5) その他 ()

2 在籍状況を把握している場合、各学年の人数をお知らせください。
 (1) 1年生 ()人 (4) 4年生 ()人
 (2) 2年生 ()人 (5) 過年度生 ()人
 (3) 3年生 ()人 (6) 大学院生 ()人

3 定住外国人学生を特別に対象とした入試制度はありますか。
 (1) ない
 (2) ある →ある場合、どのような制度ですか。入試制度名をお知らせください。
 （もし参考になる情報がサイト上にある場合URLをお知らせください）

4 定住外国人学生を特別に対象とした減免制度はありますか。
 (1) 入学金も授業料も減免制度はない
 (2) 入学金について減免制度がある
 (3) 授業料について減免制度がある
 (4) 入学金も授業料も減免制度がある

5 定住外国人学生を特別に対象とした奨学金制度はありますか。
 (1) ない
 (2) ある →ある場合、具体的な制度についてお知らせください。
 （もし参考になる情報がサイト上にある場合URLをお知らせください）

6 大学名 () 大学)

*定住外国人学生とは、永住者（特別永住者を含む）、日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者といった地位または身分に基づく在留資格（一般に身分資格と称される）で日本に滞在し、日本の高等学校を卒業して本学に入学した学生を指します。留学生入試で入学した外国人留学生は含みません。

についての回答だったため、有効回答から除外した²⁾。以下で報告するのは21校中、有効回答となった15校（有効回答率71.4%）に関するデータである。

3. 調査結果

表1は各大学からの回答をまとめた一覧表である。国立大学、公立大学、私立大学の三分類に大きく区分した上で、大学ごとの回答を記している。静岡大学は静岡市と浜松市の両方にキャンパスを持つが、同じ静岡キャンパス内でも学部・研究科によって回答が異なっていたので各学部の回

答を掲載した。回答校数は15だが、静岡大学については各学部で回答が異なる上、教育学部と教育学研究科では回答に若干の差違が認められるため、表1には22の回答が記載されている。以下、五つの項目に分けて結果をまとめたい。

(1) 在籍状況の把握

22の回答中、在籍状況把握については「(1) 全く把握していない」が6 (27.3%)、「(2) 入試段階で把握」が3 (13.6%)、「(3) 入学時の提出書類で把握」が4 (18.2%)、「(4) 制度的には把握していないが、学生と

表1 定住外国人学生の修学状況に関する調査結果（2017年12月25日現在）

	Q1 在籍状況 把握	Q2 人数 (人)	Q3 特別な 入試制度	Q4 減免制度	Q5 特別な 奨学金 制度
国立					
1 静岡大学					
人文社会学部/ 人文科学研究科	(3)入学時提出書類で把握	2年生1人 4年生2人	ない	ない	ない
教育学部 教育学研究科	(1)把握していない (3)入学時提出書類で把握	— 0	ない ない	ない ない	ない ない
理学部/ 総合科学技術研究科理学専攻	(5)その他	1年生1人 2年生1人	ない	ない	ない
農学部/ 総合科学技術研究科農学専攻	(2)入試段階で把握	0	ない	ない	ない
大学院自然科学系教育部	(2)入試段階で把握	0	ない	ない	ない
工学部(浜松キャンパス)/ 総合科学技術研究科工学専攻	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
情報学部(浜松キャンパス)/ 総合科学技術研究科情報学専攻	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
2 浜松医科大学					
学部	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
公立					
3 静岡県立大学					
	(5)その他	—	ない	ない	ない
4 静岡文化芸術大学					
	(5)その他	—	ない	ない	ない
私立					
5 静岡英和大学					
	(4)だいたい把握	0	ない	ない	ない
6 静岡産業大学					
	(4)だいたい把握	1年生1人 3年生2人	ない	ない	ない
7 静岡理工科大学					
	(5)その他 入学時に確認し把握	1年生3人 2年生5人 3年生2人 4年生2人	ない	入学金も 授業料も 減免制度 あり	ない
8 順天堂大学保健看護学部					
	(5)その他	0	ない	ない	ない
9 総合研究大学院大学生命科学 研究科遺伝学専攻					
	(3)入学時提出書類で把握	0	ない	ない	ない
10 東海大学海洋学部					
	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
11 東海大学短期大学部					
	(5)その他	0	ない	ない	ない
12 東京女子医科大学看護学部					
	(3)入学時提出書類で把握	0	ない	ない	ない
13 日本大学国際関係学部					
	(4)だいたい把握	1年生8人 2年生11人 3年生5人 4年生5人 院生1人	ない	ない	ない
14 沼津工業高等専門学校					
	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
15 浜松学院大学					
	(2)入試段階で把握	1年生2人 3年生3人 4年生1人	ない	ない	ない

のやりとりでほしい把握」が3 (13.6%)、そして「(5) その他」が6 (27.3%) だった。制度的に把握している場合、留学生入試以外の入試の願書における国籍記載による把握と、入学段階の提出資料による把握の2つのパターンが認められる³⁾。一方、制度的には把握していないが学生とのやりとりでほしい把握できるとの回答や、その他の方法で把握できるとの回答もあった。

把握状況欄で「(5) その他」と回答した大学でも、その内実は多様である。静岡大学理学部・総合科学技術研究科理学専攻では、「入学手続きで記入する『宣誓保証書』に国籍欄はあるが、厳密には把握できていない」との補足記載があった。静岡県立大学では「制度的には把握していない。文部科学省の学校基本調査において、国籍別・所属別の在籍状況を把握しているが、学年別には把握していない」と付記されていた。静岡文化芸術大学では「制度的にも調査等でも把握していないが、学生とのやりとりで分かる場合もある」と記した補足があった。私立大学では、静岡理工科大学が「入学時に確認し把握している」、東海大学短期大学部が「年度初めに本籍地の確認をしている」と回答していた。

(2) 定住外国人学生の在籍人数

定住外国人学生の在籍人数について具体的な回答のあったのは5大学（静岡大学は2学部）だった。静岡大学では、人文社会学部で2年生1人、4年生2人の在籍、理学部で1年生1人、2年生1人の在籍だった。静岡産業大学では、1年生1人、3年生2人の在籍となっている。静岡理工科大学は1年生3人、2年生5人、3年生2人、4年生2人の在籍と回答があった。日本大学国際関係学部では、1年生8人、2年生11人、3年生5人、4年生5人、大学院生1人との回答であった。浜松学院大学は1年生2人、3年生3人、4年生1人と人数を回答してくれた。

静岡文化芸術大学においては、2013年度調査時と同様、事務局が個々の学生とのやりとりを通じて、ある程度の概要を把握している。事務局から提供を受けた回答ではないが、2017年度の定住外国人学生は1年生5人、2年生8人、3年生3人、4年生6人の計22人だった⁴⁾。

(3) 特別な入試制度

2013年度の調査では、浜松学院大学のみが特別な入試制度「特別修学支援推薦入試選抜（多文化共生枠）」を設けていた。しかし、2017年度の調査時点では同様の入試制度は運用されていないもようで、定住外国人学生を想定

した特別な入試制度については浜松学院大学も「ない」との回答になっていた。2017年度は定住外国人学生を対象とした特別な入学試験を行う県内の高等教育機関は一校もないことが明らかになった⁵⁾。

(4) 減免制度

2013年度の調査時点では浜松学院大学が定住外国人学生を対象とした授業料の減免制度を有していたが、2017年度の調査時点では同制度は廃止されたようで、減免制度については「なし」との回答だった。一方、静岡理工科大学は減免制度の部分で「入学金も授業料も減免制度あり」と回答しており、「本学法人内日本語学校から推薦された学生のみ対象」と注記されていた。日本語学校からの推薦となると定住外国人学生ではなく留学生が対象となる可能性が高いと思われるが、後日電話で確認したところ、留学生のみならず、当該の日本語学校から推薦があれば、定住外国人学生も減免制度の対象となるとのことであった⁶⁾。

(5) 特別な奨学金制度

定住外国人学生を対象とした独自の奨学金制度を持つ大学はなかった。

4. 考察

前回2013年の調査同様、今回の調査でも、定住外国人学生の在籍状況を制度的に把握していない機関が少なくないことが明らかになった。たしかに高等教育機関が制度的に定住外国人学生の修学実態を把握するには個人情報への配慮等の課題がある。静岡県外の四大学（長崎大学、神戸大学、愛知教育大学、愛知県立大学）に対して実施したヒアリング調査によれば、教職免許を出す教育大学では教員免許状に本籍地を記す必要があることから入学時に本籍・国籍を届けさせているが、それ以外の大学では組織的・体系的に定住外国人学生の在籍状況を把握していないものの、いずれの大学でも教員が授業時のやりとり等でインフォーマルに把握しているようであった[池上 2018a : 107]。

表2に静岡県下の高等教育機関における定住外国人の在籍状況を抜き出してまとめた。このうち制度的に把握しているのは、入学時提出書類で把握している静岡大学人文社会学部と、入試段階で把握している浜松学院大学の2校である。静岡産業大学と日本大学国際関係学部は学生とのやりとりでほしい把握しているとの回答だったが、その結果としてかなり詳細に在籍状況を把握していることがわか

表2 定住外国人学生の在籍状況（2017年12月25日現在）

	1年生	2年生	3年生	4年生	大学院生	計
静岡大学人文社会学部		1		2		3
静岡大学理学部	1	1				2
静岡産業大学	1		3			4
静岡理工科大学	3	5	2	2		12
日本大学国際関係学部	8	11	5	5	1	30
浜松学院大学	2		3	1		6
(参考)静岡文化芸術大学	5	8	3	6		22

る。また、静岡大学理学部と静岡理工科大学はその他の方法による把握で詳細な人数を把握している。このうち静岡理工科大学は在籍状況の把握方法としては「(5) その他」と回答したが、「入学時に確認し把握」との注記があったので、「(3) 入学時提出書類で把握」に近い方法で在籍状況を確認しているものと思われる。静岡文化芸術大学の場合も、公式には「(5) その他」との回答になるが、把握状況の実態としては「(4) 学生とのやりとりでいたい把握」に近い方法で把握したり、教員が授業等での個別のやりとりで把握している。

今回2017年度の調査は前回2013年度の調査と比べて、4年の年月が経過したこと、静岡県西部地域から静岡県全域に調査対象を広げた点が特色であった。表2に記した各校の在籍人数（静岡文化芸術大学分を含む）を合計すると79人に達する。今回回答のなかった大学や大学として制度的に把握していない分も含めれば100人近い人数に及ぶことも想像に難くない。2010年国勢調査のデータをオーダーメイド分析した高谷らは、日本で学ぶブラジル籍の子どもたちについても「(夢ではなく目標として) 大学進学を志す時代がようやく到来したと言えるだろう」[高谷ら 2015: 54-55]と言及している。今回の調査では定住外国人学生の国籍については質問していないが、静岡県内に在住する外国人のほぼ3分の1がブラジル人であること、若年層となるとブラジル人の比率がさらに高まることを念頭に置くと、大学進学している定住外国人においてもブラジル人がかなりの比率を占めるであろうことが想定できるだろう⁷⁾。

静岡県下では、定住外国人学生による活動が広がりつつある。ブラジルやフィリピンにルーツを持つ大学生等の若者が中心となって2014年に結成したCOLORSはCommunicate with Others to Learn Other Roots and Storiesの略で、「異なるルーツやストーリーを学ぶために他者と通じ合う」ことを目的としたグループであり、メンバーたちの社会参画意識を涵養するだけでなく、外国につながる二世世代であることの意義を積極的に捉えるエンパワーメントの活動を展開している[池上 2018b、松岡・鈴木 2017]。

こうした活動で中心的役割を担う学生の中には、静岡県内に本社を持つグローバル企業で総合職として就職する者も現れるようになってきた。前回調査の結果をまとめた論文において、「産業界が採用の局面（学生にとっては就職活動）においてこうした定住外国人学生を国籍で差別せず、その能力に応じて正当に評価すること」が重要であると論じた[池上 2014: 100]。静岡文化芸術大学における定住外国人学生の就職実績から判断する限り、グローバル人材としての定住外国人学生に対する正当な評価は少しずつだが確実に浸透し始めているように感じられる。

5. むすびにかえて

1990年の改定入管法施行から30年近い年月が経過しようとしている。1990年代半ばに小学生となったブラジル人は2018年現在、30歳近い年齢に達している。日本で高等教育を受けたブラジル人の中には結婚して家族形成を始める者も出てきている。2010年代半ばは、定住外国

人の二世世代が日本社会において対等な仲間として受け入れられるか否かの大きな分岐点であるという認識が必要であると以前論じたが[池上 2014: 100]、静岡県下の高等教育機関において定住外国人学生に対する奨学金や就職に関するマッチング支援などの各種支援が充実することで、定住外国人の二世世代が持つ潜在力が日本社会の力となって花開くことが期待できよう。

注

- 1) 電子メールでの調査依頼に対して回答がなかったのは、静岡福祉大学、聖隷クリストファー大学、常葉大学、常葉大学短期大学部、放送大学静岡学習センターであった。
- 2) 光産業創成大学院大学については、メールでの回答はあったが、すべての質問項目に対して「該当の留学生はいない」との回答だったため、定住外国人学生を対象とする今回の調査では分析対象から除外した。
- 3) 在留カードの写しを提出させるという事例があった。
- 4) この数字は静岡文化芸術大学が事務局として学生から直接確認しているものではなく、中期計画の一環として筆者が副学長の立場で各学科長の協力を得て入手した情報に拠っている。22人の国籍別内訳はブラジル12人、フィリピン3人、中国3人、その他4人であった。なお、静岡文化芸術大学における定住外国人学生の在籍状況については池上[2018a: 105-107]を参照。
- 5) 宇都宮大学では、平成28（2016）年度入試より定住外国人を対象とした外国人生徒入試を実施している。募集人員は国際学部国際学科で若干名となっており、出願書類と小論文、面接を総合して選抜を行っている。出願に際しては、在留資格の条件として「日本国籍を有せず、出入国管理及び難民認定法により、大学入学に支障のない在留資格を有する者又は入学に際し当該資格を有する見込みのある者」とした上で、日本語能力試験N1取得といった日本語要件、実用英語技能検定準2級以上、TOEIC Listening & Reading スコア450点以上、GTEC CBTスコア700点以上、TEAP（4技能）スコア186点以上のいずれかの取得といった英語要件のほか、いわゆる一条校ないし文部科学大臣が日本の高等学校相当と指定している外国人学校修了者（見込みを含む）といった学歴要件、出願の年度末までに18歳に達する者といった年齢要件を設け、その全てを満たす者にのみ出願資格を認めている[宇都宮大学 2018: 2-3]。
- 6) 静岡理工科大学学生事務部学務課への電話インタビュー（2018年11月19日）。
- 7) 法務省の「在留外国人統計（2017年12月末）」によれば、静岡県の在留外国人総数85,998人のうち、ブラジル人は27,993人で32.6%を占める。一方、16歳未満の年少人口についてみれば、静岡県の外国人年少人口10,395人のうち、ブラジル人は5,162人で49.7%とほぼ半数を占める。

引用文献

- 池上重弘. 2014. 「定住外国人学生の修学実態調査報告－静岡県西部地域の大学を中心に－」『静岡文化芸術大学研究紀要』14: 97-100.
- 池上重弘. 2018a. 「静岡文化芸術大学を核とした多文化共生の推進策をめぐる研究」『静岡文化芸術大学研究紀要』18: 105-110.
- 池上重弘. 2018b. 「移住者の二世世代による日本社会への発信－浜松市のニューカマー二世世代の中心に」『移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編「移民政策のフロンティア－日本の歩みと課題を問い直す」』明石書店、251-255ページ.
- 宇都宮大学. 2018. 「平成31年度 外国人入試学生募集要項」
<http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/31gaikokujin-boshuyoukou.pdf> (2018年11月15日最終閲覧)
- 高谷幸・大曲由紀子・樋口直人・鍛治至・稲葉奈々子. 2015. 「2010年国勢調査にみる外国人の教育－外国人青少年の家庭背景・進学・結婚－」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』39: 37-56.
- 松岡真理恵・鈴木恵梨香. 2017. 「外国にルーツを持つ若者たちが社会を変える－浜松国際交流協会の活動を通して」『部落解放』748: 188-200.

引用資料

法務省在留外国人統計（2017年12月）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20170&month=24101212&tclass1=000001060399>
（2018年11月15日最終閲覧）

謝辞

年末の多忙な時期にもかかわらず、調査にご回答いただいた各高等教育機関の担当者の皆様にこの場を借りて篤く御礼申し上げます。ありがとうございました。また、各高等教育機関の担当者連絡先を快くご提供くださったふじのくに地域・大学コンソーシアムにも心からの感謝の意を表します。